

青森県報

第三千三百八十五号

平成二十三年
五月十一日
(水曜日)

目次

告 示

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五條第二項及び第四項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額の一部改正………(人事課) ……一

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十條の二第一項の知事が定める金額の一部改正………(同) ……二

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出………(健康福祉課) ……二

生活保護法による施術者の指定………(同) ……二

公 告

特定非営利活動促進法第十條第二項の規定による公告………(県民生活課) ……三

建設業者の許可の取消し………(県文化局) ……三

右 同 ……(同) ……三

右 同 ……(同) ……三

出先機関

土地改良区の役員の内任及び退任………(県中南部地域局) ……四

土地改良区の定款変更の認可………(県八幡地域局) ……四

人事委員会

人事委員会規則二〇(人事委員会事務局の組織)の一部を改正する規則………(管理課) ……四

人事委員会規則二三 八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則………(職員課) ……五

人事委員会規則一四〇(県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則………(管理課) ……五

公営企業

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程………(病院局) ……五

(経営企画室) ……五

告

示

青森県告示第四百二十九号

平成四年四月二十七日青森県告示第三百八号(青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五條第二項及び第四項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額)の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、三二七円	一一、七五〇円
二十歳以上二十五歳未満	四、九二〇円	一一、七五〇円
二十五歳以上三十歳未満	五、五六五円	一三、〇二八円
三十歳以上三十五歳未満	六、〇九〇円	一六、〇二八円
三十五歳以上四十歳未満	六、五三九円	一八、五〇〇円

四十歳以上四十五歳未満	六、七四九円	二二、〇六五円
四十五歳以上五十歳未満	六、六八八円	二二、七五〇円
五十歳以上五十五歳未満	六、二七四円	二四、四〇九円
五十五歳以上六十歳未満	五、五四九円	二二、一八三円
六十歳以上六十五歳未満	四、六二九円	二〇、七五四円
六十五歳以上七十歳未満	三、九四〇円	一五、二一七円
七十歳以上	三、九四〇円	一一、七五〇円

附則

- この告示は、告示の日から施行する。
- 改正後の表の規定は、この告示の施行の日の属する月の翌月以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同月前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

青森県告示第四百三十号

平成八年五月十五日青森県告示第三百四十五号（青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項の知事が定める金額）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

表常時介護を要する状態の項中「十万四千七百三十円」を「十万四千五百三十円」に、「五万六千七百九十円」を「五万六千七百二十円」に改め、同表常時介護を要する状態の項中「五万二千三百七十円」を「五万二千二百七十円」に、「二万八千四百

円」を「二万八千三百六十円」に改める。

附則

- この告示は、告示の日から施行する。
- 改正後の表の規定は、この告示の施行の日の属する月の翌月以後の期間に係る介護補償について適用し、同月前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

青森県告示第四百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名 オレンジドラッグとベ 薬局	所在地又は住所 八戸市類家三丁目二の二三	廃止年月日 平成三・四・九
----------------------------	-------------------------	------------------

青森県告示第四百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名 大向 清海	住所 八戸市諏訪三丁目 八のー〇ビル ユスワB棟	施術所の名称 清海鍼灸接骨 院	施術所の所在地 八戸市小中野八丁 目一五の二ーマン ション河村B	指 定 年 月 日 平成 三・四・一 九
-------------	-----------------------------------	-----------------------	---	---

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成二十三年四月十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ユニバーサルグループ
- 三 代表者の氏名
成田 二郎
- 四 主たる事務所の所在地
十和田市東二十一番町二六の二五
- 五 定款に記載された目的

この法人は、全国的規模で進行する地方の疲弊、格差社会に於ける社会的弱者の急増に歯止めを掛けるべく、就労支援などに関する事業を行うと共に、精神・知的などの障害者が自分らしく豊かに生活できる地域社会の実現を目指して、障害者福祉の向上と障害者の自立に寄与することに努力し、障害者問題に対する社会的理解を促進することを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 コモリテクニカ株式会社
- 二 代表者の氏名 小森 健一
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字湊町字下条二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二一）第三〇〇二三〇号
- 五 取消年月日 平成二十三年四月十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となつた事実
平成二十三年四月十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 澤口板金
- 二 氏名 澤口 敏見
- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡南部町大字玉掛字諏訪ノ平三四の四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二一）第三〇〇四六六号
- 五 取消年月日 平成二十三年四月十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
屋根工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となつた事実
平成二十三年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
 平成二十三年五月十一日
 青森県知事 三村申吾

一 商号又は名称 株式会社グレイスホーム

二 代表者の氏名 岩淵 義昭

三 主たる営業所の所在地 八戸市新井田西三丁目一の一七

四 許可番号 青森県知事許可(般 二〇)第三〇〇三八四号

五 取消年月日 平成二十三年四月二十二日

六 取消しに係る建設業の許可

七 建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、弘前市和徳土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十三年五月十一日

中南地域県民局長 川村 昌 廣

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	阿保 峰雄	弘前市大字撫牛子三丁目一の一七	平成 三〇・四 七就任
"	柴谷 幸一	大字津賀野字宮崎七一	"

"	"	"	"	"	"	"	"
佐藤 貢	佐藤 公治	三浦 一志	阿保 峰雄	柴谷 幸一	佐藤 貢	佐藤 公治	三浦 一志
"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"
六六の一	大字清野袋四丁目三の一〇	大字恵戸字中野四の一	大字撫牛子三丁目一の一七	大字津賀野字宮崎七一	"	"	三〇・四 六退任
"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、倉石土地改良区の定款の変更を平成二十三年四月二十五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十三年五月十一日

三八地域県民局長 鳴海 英 章

人 事 委 員 会

人事委員会規則二〇(人事委員会事務局の組織)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年五月十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則二〇(人事委員会事務局の組織)の一部を改正する規則

人事委員会規則二〇(人事委員会事務局の組織)の一部を次のように改正する。

第四条第二項に次の一号を加える。

六 専門員

第五条に次の一項を加える。

8 専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた事務に従事する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則一三 八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年五月十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則一三 八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則

人事委員会規則一三 八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項中「施設」の下に、「児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第十九条第三号に規定する事業における相互援助活動を行う場所、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第七項に規定する児童デイサービスを行う事業若しくは同法第七十七条第一項に規定する地域生活支援事業のうち日中一時支援事業を行う施設又は文部科学省の補助事業である学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習その他の活動を行う場所」を加え、「当該放課後児童健全育成事業により育成される」を「各事業を利用する」に、「赴く」を「赴き、又は見送るため赴く」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則一四 （県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年五月十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則一四 〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一四 〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表議事事務局の項中「室長」を削り、同表知事部局の項中「環境再生調整監」を削り、「課長代理（部）」の下に「又は局」を加え、「室の人事事務等を主として担当するもの及び」を削る。

別表第二号の表鉄道管理事務所及び美術館の項を削り、同表空港管理事務所の項の次に次のように加える。

美術館	事務局長、庶務担当課長等
-----	--------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 営 企 業

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十三年五月十一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第七号

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員就業規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第六条の二第三項」を「第六条の二第二項」に改め、「施設」の下に「児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第十九条第三号に規定する事業における相互援助活動を行う場所、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第七項に規定する児童デイサービスを行う事業若しくは同法第七

十七条第一項に規定する地域生活支援事業のうち日中一時支援事業を行う施設又は文部科学省の補助事業である学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習その他の活動を行う場所」を加え、「当該放課後児童健全育成事業により育成される」を「各事業を利用する」に、「赴く」を「赴き、又は見送るため赴く」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭